

志賀原子力発電所 株主差止訴訟への補助参加申立てについて

2019年8月2日
北陸電力株式会社

当社は、本日、富山地方裁判所へ会社法849条1項、民事訴訟法42条に基づき、標記訴訟への補助参加申立てを行いました。

標記訴訟は、2019(令和元)年6月18日、当社株主の一部が原告となり、当社代表取締役5名を被告として提起されたものであり、志賀原子力発電所の再稼働及び再稼働を前提とした行為の差止めが求められております。

当社といたしましては、志賀原子力発電所の再稼働に関し、当社代表取締役に善管注意義務違反及び忠実義務違反を含むいかなる違法もなく、原告らの請求は法的根拠のないものと考えております。

当社は、今後、補助参加人として、被告ら5名を全面的に支援し、裁判所に対し、被告及び当社主張をご理解いただけるよう、主張・立証に全力を尽くしてまいります。

以 上